

⑧履修科目

スポーツ人間学部 スポーツ指導学科

(1)教科及び教科の指導法に関する科目

中一種免(保健体育)・高一種免(保健体育)

施行規則に定める科目区分等			本学で開講する授業科目			備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単 位	授業科目	単 位	年 次	
教科に関する 専門的事項	体育実技		柔道	2	3	いずれか1科目 選択必修
			剣道	2	3	
			○ダンス	2	2	
			○体づくり・器械運動	2	3	
			○陸上競技	2	3	いずれか1科目 選択必修
			○水泳	2	3	
			○冬季スポーツ	2	2	
			テニス	2	2	
			バレーボール	2	3	
			バスケットボール	2	3	
	「体育原理、体育心理学、 体育経営管理学、体育社会学、体育史」・ 運動学(運動方法学を含む。)	中 28 高 24	○スポーツ理論	2	1	学部共通科目
			○体カトレーニング論	2	1	学部共通科目
			○スポーツ社会学	2	1	学部共通科目
			○コーチング論	2	2	学部共通科目
			○生涯スポーツ論	2	1	学部共通科目
生理学(運動生理学を含む。)		○人体構造基礎	2	1		
		○運動生理学	2	2		
衛生学・公衆衛生学		○衛生学及び公衆衛生学	2	2		
学校保健(小児保健、精神保健、 学校安全及び救急処置を含む。)		○学校保健	2	3		
		○運動機能と救急処置	2	1		
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		○保健体育科指導法I	2	2	教職課程に関する科目	
		○保健体育科指導法II	2	2	教職課程に関する科目	
		保健体育科指導法III	2	3	中免のみ必修・ 教職課程に関する科目	
		保健体育科指導法IV	2	3	中免のみ必修・ 教職課程に関する科目	
本学において免許状取得に必要な最低単位数(中一種免)				44		
本学において免許状取得に必要な最低単位数(高一種免)				40		

注:① ○は必修科目。

注:② 中一種免希望者は44単位以上修得すること。28単位を超えて修得した単位は「大学が独自に設定する科目」の単位に充当できる。

高一種免希望者は40単位以上修得すること。24単位を超えて修得した単位は「大学が独自に設定する科目」の単位に充当できる。

(2)教育の基礎的理解に関する科目等

中一種免(保健体育)・高一種免(保健体育)

施行規則に定める科目区分等			本学で開講する授業科目			備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単 位	授業科目	単 位	年 次	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○教育原理	2	1	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		○教師論	2	1	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		○教育行財政	2	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○発達心理学	2	3	
	特別の支援と必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○特別支援教育	2	3	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		○教育課程論	2	2	
道徳、総合的な学習の時間の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中10 高8	道徳教育の理論と指導	2	2	中免のみ必修
	総合的な学習の時間の指導法 ※中免 総合的な探求の時間の指導法 ※高免		○総合的な学習の時間	2	2	
	特別活動の指導法		○特別活動	2	1	
	教育の方法及び技術		○教育方法論	2	2	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		○ICTを活用した教育	1	2	
	生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		○生徒指導・進路指導	3	2	
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	○教育相談(カウンセリングを含む)	2	2			
教育実践に関する科目	教育実習	中5 高3	○教育実習(事前事後指導)	1	4	中免のみ必修
			教育実習I	2	4	
			○教育実習II	2	4	
	教職実践演習	2	○教職実践演習(中・高)	2	4	
本学において免許状取得に必要な最低単位数(中一種免)				33		
本学において免許状取得に必要な最低単位数(高一種免)				29		

注:① ○は必修科目。

注:② 中一種免希望者は33単位以上修得すること。27単位を超えて修得した単位は「大学が独自に設定する科目」の単位に充当できる。

高一種免希望者は29単位以上修得すること。23単位を超えて修得した単位は「大学が独自に設定する科目」の単位に充当できる。

(3) 大学が独自に設定する科目

中一種免(保健体育)

施行規則に定める科目区分等	本学で開講する授業科目			備考
科目区分	授業科目	単位	年次	
大学が独自に設定する科目	○介護等体験	2	3	
本学において免許状取得に必要な最低単位数		4		

注:① ○は必修科目。

注:② 施行規則に定める最低単位数を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」と併せて4単位以上修得すること。

高一種免(保健体育)

施行規則に定める科目区分等	本学で開講する授業科目			備考
科目区分	授業科目	単位	年次	
大学が独自に設定する科目	道徳教育の理論と指導	2	2	
本学において免許状取得に必要な最低単位数		12		

注:① 施行規則に定める最低単位数を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」と併せて12単位以上修得すること。

スポーツ人間学部 スポーツ指導学科

(4) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

施行規則に定める科目区分等	本学で開講する授業科目			備考
	授業科目	単位	年次	
日本国憲法	○日本国憲法	2	2	
体育	スポーツI スポーツII	2 2	1 1	} いずれか1科目 } 選択必修
外国語 コミュニケーション	○英語II	2	1	
情報機器の操作	○情報機器操作	2	1	
免許状取得に必要な最低単位数		8		

注:① ○は必修科目。

人文学部 心理学科子ども心理専攻

(1) 領域及び保育内容の指導法に関する科目

幼一種免

施行規則に定める科目区分等			本学で開講する授業科目			備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単 位	授業科目	単 位	年 次	
領域に関する 専門的事項	健康	16	○幼児と健康	2	1	
	人間関係		○幼児と人間関係	2	2	
	環境		○幼児と環境	2	1	
	言葉		○幼児と言葉	2	2	
	表現		○幼児と表現	2	2	
保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)			○保育内容指導法	2	2	
			○保育内容(健康)	1	3	
			○保育内容(人間関係)	1	3	
			○保育内容(環境)	1	3	
			○保育内容(言葉)	1	3	
		○保育内容(表現)	1	3		
本学において免許状取得に必要な最低単位数				17		

注:① ○は必修科目。

注:② 17単位以上修得すること。16単位を超えて修得した単位は「大学が独自に設定する科目」の単位に充当できる。

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等

幼一種免

施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目			備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位	授業科目	単 位	年 次	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○教育原理	2	1	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		○教職入門	2	1	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		○教育行財政	2	4	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○発達心理学	2	2	
	特別の支援と必要とする幼児、児童及び 生徒に対する理解		○特別支援教育	2	4	
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)		○教育課程論I ○教育課程論II	2 2	3 4	
道徳、総合的な 学習の時間の 指導法及び 生徒指導、 教育相談等に 関する科目	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	4	○教育方法論	2	2	
	幼児理解の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		○子ども理解の理論と 方法	2	3	
	教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法		○教育相談	2	4	
教育実践に 関する科目	教育実習	5	○幼稚園実習指導 ○幼稚園実習	1 4	4 4	
	教職実践演習	2	○保育・教職実践演習 (幼稚園)	2	4	
本学において免許状取得に必要な最低単位数				27		

注:① ○は必修科目。

注:② 27単位以上修得すること。21単位を超えて修得した単位は「大学が独自に設定する科目」の単位に充当できる。

(3) 大学が独自に設定する科目

幼一種免

施行規則に定める科目区分等 科目区分	本学で開講する授業科目			備考
	授業科目	単位	年次	
大学が独自に設定する科目	○子ども心理フィールドワークI	2	1	
	○子ども心理フィールドワークII	2	1	
	○障害者・障害児心理学	2	2	
	○保育表現(身体・言葉)	1	1	
本学において免許状取得に必要な最低単位数		14		

注:① ○は必修科目。

注:② 施行規則に定める最低単位数を超えて修得した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」と併せて14単位以上修得すること。

人文学部 心理学科子ども心理専攻

(4) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

施行規則に定める科目区分等 科目区分	本学で開講する授業科目			備考
	授業科目	単位	年次	
日本国憲法	○日本国憲法	2	2	
体育	スポーツI	2	1	これらのうち 1科目2単位 または2科目 2単位以上選択必修
	スポーツII	2	1	
	運動I	1	2	
	運動II	1	2	
外国語 コミュニケーション	○英語II	2	1	
情報機器の操作	○情報機器操作	2	1	
免許状取得に必要な最低単位数		8		

注:① ○は必修科目。

⑨介護等体験

(1) 介護等体験制度

- | | |
|-----------------|---|
| 1) 介護等体験の義務化 | 小学校・中学校の普通免許を取得しようとする場合、原則として7日間(社会福祉施設等5日間、特別支援学校2日間)の介護等体験が義務づけられています。 |
| 2) 介護等体験の内容 | 障がい者、高齢者等に対する介護や介助、交流の体験のほか、受け入れ施設の職員に必要とされる業務の補助等です。 |
| 3) 介護等体験の受け入れ施設 | 実施する施設については希望調査を実施しますが、必ずしも希望通りにならない場合もあります。 |
| 4) 介護等体験の実施 | 受け入れ施設と同様に調整しますが、必ずしも希望通りにならない場合があります。3年次の5月から翌年の2月頃までの間に予定されています。 |
| 5) 介護等体験に係る費用 | ・社会福祉施設等に支払う受入調整費用や体験費用 10,000円
費用については、実施年度(3年次)に徴収します。 |
| 6) 健康診断の受診 | 介護等体験の受け入れを北海道教育委員会や社会福祉協議会に依頼する場合には、該当年度(3年次)における健康状況を報告する必要があります。
したがって、介護等体験を希望する者は3年次の4月中旬に健康診断を受け、その証明書をすみやかに本学に提出してください。 |

(2) 介護等体験に当たっての注意事項

道内の盲学校、聾学校若しくは養護学校又は社会福祉施設その他で介護等体験を行う学生は、法律の趣旨を十分理解し、次の点に十分注意してください。

- 介護等体験は、将来教員となる強い熱意を持った小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者のために設けられた制度であり、単に免許状を取得するための手段ではありません。障がい者や高齢者と触れ合うことで、その体験を通して理解を一層深め、知識を身に付ける機会となるものです。
- 介護等体験に当たっては、日本国憲法及び教育基本法に示されている教育の理念や目的を深く認識し、人権尊重の精神に徹して、障がい者や高齢者と接するように心掛けてください。
障がい者や高齢者の健全な発達や日常活動等を阻害するような言動などがないように注意してください。
- 介護等体験中は、実施施設の方針に従い、目的を持って積極的に取り組んでください。実施施設の規則は、必ず守ってください。
- 介護体験中に知り得た障がい者や高齢者の個人情報、漏らしたりすることのないよう厳守してください。
- 実施施設の長は必要により、健康状態に関する診断書の提出や細菌培養検査の実施を求めることがあります。
また、介護等体験中は、特に健康・安全に注意し、始終良好な体調のもとで取り組んでください。
- 介護等体験の実施期日については、実施施設の受入準備の都合等もあり、原則として変更できません。
なお、実施期日の決定後、やむを得ない事情によりその期日に介護等体験を行うことができなくなった場合は、大学を通じ、速やかに当該実施施設へ連絡してください。
- 介護等体験の証明書は1学生1枚ですので、介護等体験終了後、1枚の証明書用紙に介護等体験を行ったそれぞれの特別支援学校及び福祉施設の長から証明を受けてください。
また、この証明書は、教育職員免許状授与願の添付書類として使用しますので、紛失することのないよう大切に保管してください。
- 介護等体験を希望する学生は、介護等体験に係る事故等に対応した保険に加入してください。
上記の点に著しく違反し、実施施設の正常な活動に支障を来すと当該施設の長が判断したときは、介護等体験の中止又は介護等体験の証明が行われないことがあります。

(北海道教育委員会資料より)

(3) 一般的留意事項

- ピアス、マニキュア、指輪などの装飾品はつけないこと(介護等体験を行う場合に利用者などに危険なことがあるため)
- 慣れない環境で過ごすので健康管理に気をつけること
- あいさつ、返事は大きな声ですること
- あらかじめどういう施設なのか(どのような方が利用する施設なのか)知っておくこと
- 決められた時間は必ず守ること
- 病気等でやむを得ず欠席、又は遅れる場合には必ず連絡をすること
- ただ単に証明書をもらうために5日間を過ごすのではなく、貴重な機会なので積極的に目的意識を持って、体験に臨むこと
- 介護等体験の証明は、当該施設長が行うが、体験の態度が著しく良くない場合は、証明をしない場合もあるので注意すること

(北海道社会福祉協議会資料より)

⑩教育実習(中一種免・高一種免)

教育実習については、4年次の教職に関する科目「教育実習(事前事後指導)」で配布する「教育実習の手引」(北海道私立大学・短期大学教職課程研究連絡協議会編)を熟読し、しっかりした心構えを身に付けてください。

なお、「教育実習日誌」についても、同上連絡協議会発行のものを使用します。

(1)教育実習時期

4年次の5月から10月頃を予定していますが、実施日については当該実習校の指示に従うこととなります。

(2)教育実習期間

中学校一種免許状取得希望者 3週間

高等学校一種免許状取得希望者 2週間

なお、中学校及び高等学校の両方の免許状の取得を希望する者は、中学校又は高等学校どちらかで教育実習を3週間実施することにより、所定の単位を修得することができます。

(3)教育実習校

中学校又は高等学校等において実施することとなります(各自の責任で教育実習校を確保すること)。

(4)教育実習校決定の手順

- 1) 学生自らが、2年次中に中学校又は高等学校を訪問し、教育実習の内諾を得るための手続(手順)を確認し、それに従い内諾を得ること。(訪問時に口頭の内諾を得ることが望ましい)
- 2) 学生自らが、3年次の春学期又は夏季休業中に、別途指示する文書を持って教育実習予定校を訪問し、正式に教育実習を依頼すること。
- 3) 教育実習の内諾等の状況について、その都度教育実習担当教員に報告すること。
- 4) 当該学校から本学に「内諾書」が送付されると、本学から教育実習承諾の依頼文を当該学校に送付します。
- 5) 当該学校からの「承諾書」の受理により教育実習校が決定します。

(5)教育実習にかかる費用

教育実習に行くにあたり、以下の費用がかかります。教育実習に行く4年次に徴収します。

- 1) 教育実習費:10,000円程度
- 2) 教育実習指導費・事務費(実習校により徴収):15,000円または実習校が指定する費用

(6)教育実習を行うための条件

教育実習は中学校、高等学校の実際の教育現場で行う実習です。

本学では教育実習の派遣にあたり以下の通り条件を定めています。

- 1) 将来教員になることを希望する者であること
- 2) 3年次終了までに本学の指定する教職課程科目を修得していること
- 3) 心身の状態が健康であること

これらの条件を満たしていないと判断される場合は、教育実習の派遣を認めないことがあります。

⑪教育実習(幼一種免)

幼稚園実習については、1年次に配布する「実習ガイドブック」(札幌国際大学人文学部心理学科子ども心理専攻実習委員会発行)を熟読し、外部実習に必要とされる健全な心と身体、そして知識と技能の準備をして臨んで下さい。

(1)幼稚園実習時期及び期間

4年次の8月から9月の4週間を予定していますが、実際の実習期日についてはそれぞれの実習園の指示に従うことになります。

(2)幼稚園実習までに必要な単位

幼稚園実習指導の単位を取得し、4年次春学期までに配当された免許必修科目を履修済みであることが必要です。

(3)実習ガイドライン

子ども心理専攻実習委員会では、学外実習を行う際の判断基準を「実習ガイドライン」(実習ガイドブック)に定めています。この「実習ガイドライン」に照らして、現場で必要となる知識や技能が修得できているか(学習的側面)、心身の状態が健康であるか(身体的側面)、社会人としての基本的な行動様式が身についているか(社会的側面)といった観点から、学外実習の可否を4年次の春学期に審査します。ここで、学外実習の準備が不足していると判断される場合には、個別に不足している部分を補うための指導を受けることになります。その指導においても改善がみられない場合は、学外実習を認めないことがあります。

(4)実習に当たっての一般的な留意事項

実習では、学生であっても教育者としての自覚とそれにふさわしい行動が求められます。入学時から、以下の諸点を怠らないことが大切です。

- 1) 規則正しい生活を旨とし、心身の安定をはかること。
- 2) 授業には休まず出席すること。やむを得ず休む場合には、担当教員に事由を含め、直接連絡し、授業内容の補充方法について指示を受けること。
- 3) レポートや課題等の提出物は、所定の書式・形式、期日を守ること。

(5)実習園の決定

3年次の10月頃、実習期間中の住所や本人の希望などを確認した上で、諸事情を勘案して幼稚園に実習の受け入れを依頼します。依頼先の幼稚園より「承諾書」が本学に届いた段階で実習園が決定したことになります。但し、実際に学外実習が開始する4年次の8月までに、上記の実習ガイドラインに照らして、問題が生じた場合は、予定通りに実習を行うことができなくなる可能性があります。

(6)幼稚園実習にかかる費用

幼稚園実習にあたり、実習費(25,000円)が必要になります。これらの費用は4年次に徴収します。

⑫教職実践演習と教職履修カルテ

(1)教職実践演習(4年次秋学期必修科目)

この科目は、教職課程の他の授業科目の履修や教職課程外での様々な活動を通じ、教員として必要な資質能力を修得したことを最終的に確認するための科目で、いわば全学年を通じた「学びの軌跡の集大成」として位置付けられます。

この科目の履修を通じて、将来、教員になる上で、自己にとって何が課題であるのかを自覚し、必要に応じて不足している知識や技能等を補い、その定着を図ることにより、教職生活をより円滑にスタートできるようになることを目指します。

(2)教職履修カルテ

教員免許を希望する学生は、教職課程の履修を始めてから教職実践演習の授業を受けるまでの間に、「教職履修カルテ」を作成しなければなりません。「教職履修カルテ」とは、教員として必要な資質能力を高めるために、自分の学習状況を把握し、その目標の実現に向けての振り返りを支援するものです。Semester毎に自分自身で作成します。

4年次秋学期の「教職実践演習」を履修するためには、教職履修カルテの作成と提出が必要です。